

知財高判平成28年6月29日
平成28年(ネ)第10007号
「振動機能付き椅子」事件

ドライブ知的財産事務所
代表弁理士 野口明生

2017年11月18日
日本知財学会知財制度・判例分科会
第35回判例研究会

- 本件判決は，大合議判決から，約3か月後の判決であったにも拘わらず，大合議判決を踏襲した判断を行った。
- 本件判決で争われた主要な争点は，第1要件および第5要件の充足性であり，大合議判決以降の均等侵害のあり方を検証するには好適な事例である。（ただし，本発表は第1要件のみを題材）
- 本発表では，両判決における第1要件の判断手法を並べて分析することにより，大合議判決が導入した「特許発明の貢献の程度」の問題点を検討する。
- その後，この「特許発明の貢献の程度」の意義を，最高裁判決以来議論されてきた第1要件の理論的問題点の解決の中に見出したい。

1. 事実の概要
 - ・ 前提的事実の説明
 - ・ 原審判決の紹介
 - ・ 補充主張
2. 本件判決
 - ・ 判旨
 - ・ あてはめ
3. 研究
 - ・ 問題点
 - ・ 最判からの経緯
 - ・ 「発明の貢献の程度」の意義（活用）
 - ・ 仮想事例
4. まとめ
 - ・ 最判の反省

D_p^i

・ 前提的事実の説明

ここでは、技術内容を含めて前提事実を確認します。

- 控訴人（原告）：コンビ株式会社
発明の名称を「揺動機能付き椅子」とする特許
第3958413号を有している。
- 被控訴人（被告）：アップリカ・チルドレンズ
プロダクツ合同会社
別紙被告製品1～5を中国から輸入し、小売業
者等に販売している。

被告製品目録

以下の商品名で特定される，電動の揺動機能付き椅子。

- 1 商品名：ココ・チーノ オート デラックス
- 2 商品名：ココ・チーノ オート
- 3 商品名：ココ・チーノ オート <ヘリアンタスモデル>（ベビーザラス限定モデル）
- 4 商品名：ユラリズム オート H I D X
- 5 商品名：ユラリズム オート D X

D_p^i

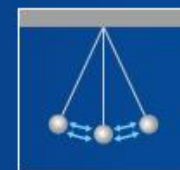
被告製品：ユラリズムオート



なめらか
スウィング

リニアモーターでリズムをコントロール

リニアモーターにより、シャフトに沿ったなめらかなスウィングでリズムの調節が可能です。ブランコのような「振り子」の一定のリズムとは異なり、場面に合わせて選べます。



Aprica社Web siteより

D_p^i

各被告製品の構成の特徴（控訴人の主張）

- a ベースと、該ベースに対して揺動可能に設けられた座席と、を備えた揺動機能付き椅子であって、
- b 前記座席に支持された永久磁石の部材と、
- c 前記座席の静止時における永久磁石の部材位置とは異なる位置に、前記永久磁石に近接して前記ベースに固定され、電磁力により前記永久磁石を揺動方向に吸引するソレノイドと、
- d 該ソレノイドを所定のタイミングで励磁することで前記座席の揺動動作を制御する揺動制御手段と、を備え、
- e 前記永久磁石の部材とソレノイドとは離間した状態で揺動する揺動機能付き椅子において、
- f 前記座席の下部には、その揺動方向に対して離間された2つの異なる位置にそれぞれ二組（合計4個）のコロ（車輪）が回動可能に設けられ、前記ベースの上部には、二組（4つ）の湾曲状レールが、上記の各コロに対応する位置にそれぞれ設けられており、前記ベースの上部に設けられた各湾曲状レールが前記座席の下部に回動可能に設けられた各コロを受けることによって、前記座席が前記ベースに対して揺動可能に支持され、
- g 前記永久磁石の部材は、所定の間隔で対向配置された2つの永久磁石の部材で構成され、
- h 前記ソレノイドは前記座席の揺動静止時における前記2つの永久磁石の部材間の midpoint 位置近傍で前記ベースに固定され、
- i 前記ソレノイドは、巻線軸に沿った貫通穴を有し、前記巻線軸を前記座席の揺動方向に対して平行に前記ベースに固定され、
- j 前記2つの永久磁石の部材は、前記座席に固定された直線形状のシャフトに固定され、
- k 前記シャフトは、前記貫通穴に挿入されていることを特徴とする
- l 揺動機能付き椅子。

- 出願日：平成 9 年 9 月 1 7 日
- 補正：平成 1 9 年 3 月 3 0 日
(旧請求項 1 と旧請求項 2 を合併)
- 登録日：平成 1 9 年 5 月 1 8 日
- 原審提訴日：平成 2 6 年 9 月 2 6 日
- 訂正審判請求日：平成 2 7 年 5 月 1 8 日
- 訂正審決日：平成 2 7 年 7 月 3 0 日
- 口頭弁論終結日：平成 2 7 年 9 月 4 日
- 原審判決日：平成 2 7 年 1 2 月 8 日

D_p^i

訂正後の請求項 1（本件発明）

- A ベースと、該ベースに対して揺動可能に設けられた座席と、を備えた揺動機能付き椅子であって、
- B 前記座席に支持された磁性材料の部材と、
- C 前記座席の静止時における磁性材料の部材位置とは異なる位置に、前記磁性材料の部材に近接して前記ベースに固定され、電磁力により前記磁性材料の部材を揺動方向に吸引するソレノイドと、
- D 該ソレノイドを所定のタイミングで励磁することで前記座席の揺動動作を制御する揺動制御手段と、を備え、
- E 前記磁性材料の部材とソレノイドとは離間した状態で揺動する揺動機能付き椅子において、
- F 前記ベースには、少なくとも 2 つのロッドが互いに前記座席の揺動方向に離間した位置で揺動可能に設けられ、この 2 つのロッドに前記座席が揺動方向に対して離間された 2 つの異なる位置で支持され、
- G 前記磁性材料の部材は、所定の間隔で対向配置された 2 つの磁性材料の部材で構成され、
- H 前記ソレノイドは前記座席の揺動静止時における前記 2 つの磁性材料の部材間の中点位置近傍で前記ベースに固定され、
- I 前記ソレノイドは、巻線軸に沿った貫通穴を有し、前記巻線軸を前記座席の揺動方向に対して平行に前記ベースに固定され、
- J 前記 2 つの磁性材料の部材は、前記座席に固定された直線形状のシャフトに固定され、
- K 前記シャフトは、前記貫通穴に挿入されていることを特徴とする
- L 揺動機能付き椅子。

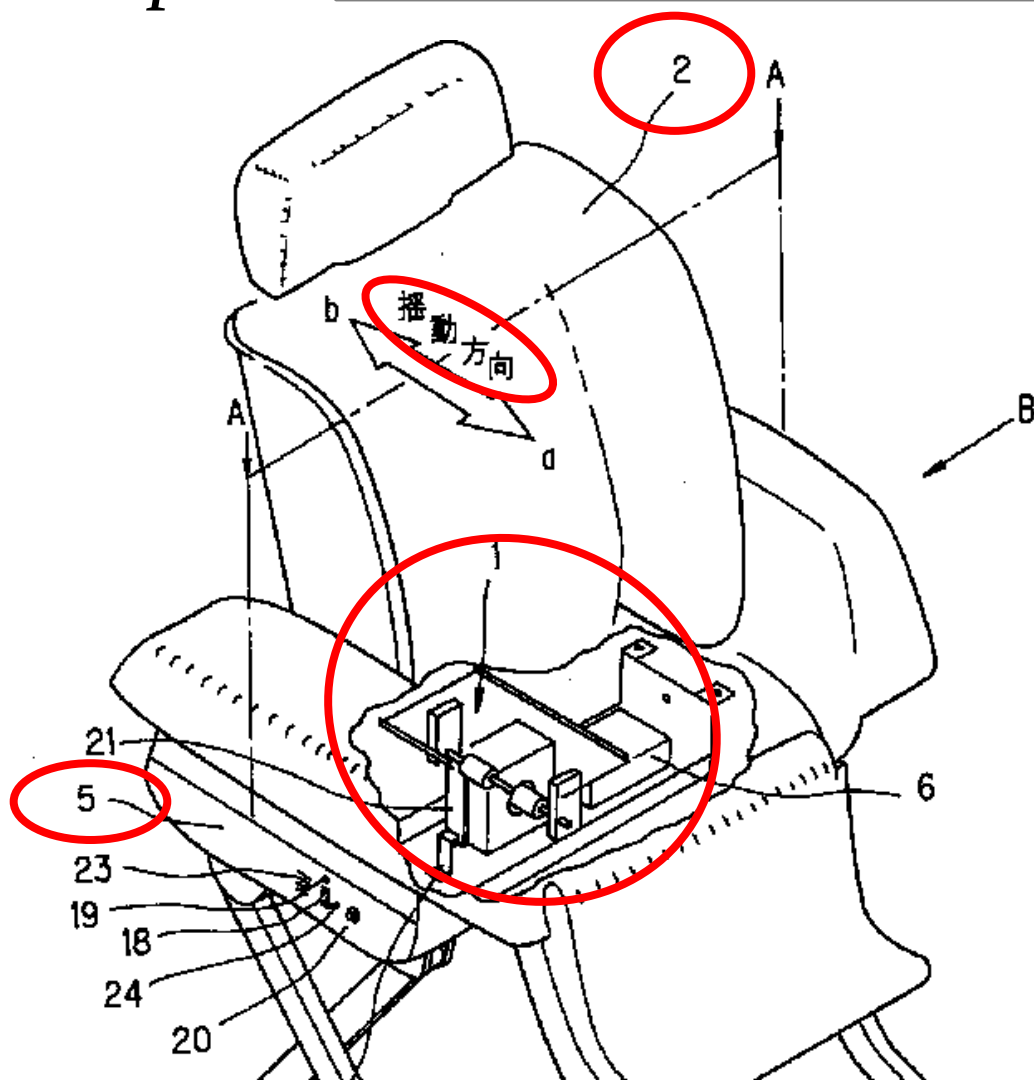
各被告製品の座席支持機構の具体的な構成（構成要件F'に相当する構成）は、別紙1の各被告製品の構成の特徴（控訴人の主張）のfのとおりであることは当事者間に争いがなく、各被告製品は本件発明の構成要件F'を文言上は充足しない（本件相違点）。

F' 前記ベースには、少なくとも2つのロッドが互いに前記座席の揺動方向に離間した位置で揺動可能に設けられ、この2つのロッドに前記座席が揺動方向に対して離間された2つの異なる位置で支持され、

f 前記座席の下部には、その揺動方向に対して離間された2つの異なる位置にそれぞれ二組（合計4個）のコロ（車輪）が回動可能に設けられ、前記ベースの上部には、二組（4つ）の湾曲状レールが、上記の各コロに対応する位置にそれぞれ設けられており、前記ベースの上部に設けられた各湾曲状レールが前記座席の下部に回動可能に設けられた各コロを受けることによって、前記座席が前記ベースに対して揺動可能に支持され、

D_p^i

構成要件F'の説明①



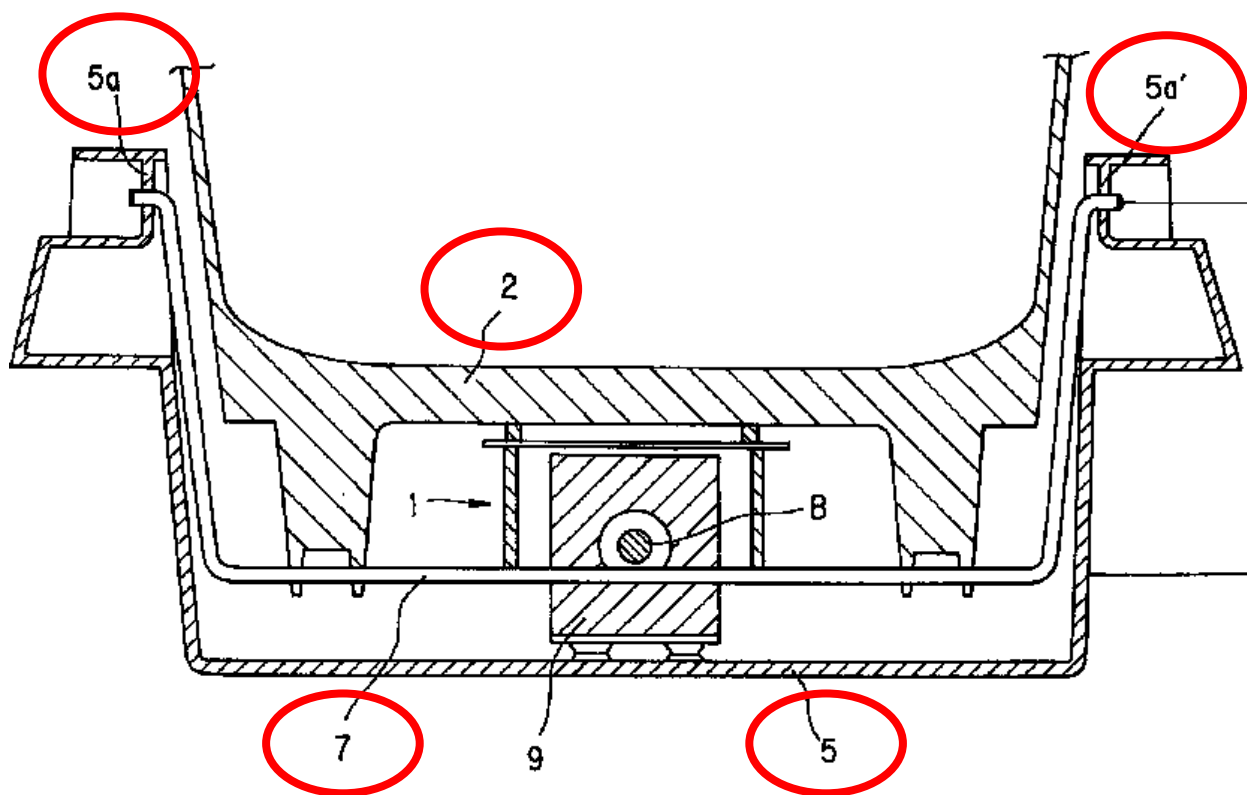
- 1 揺動駆動機構
- 2 座席シート
- 5 ベース

特許公報の【図1】
(代表図)

D_p^i

構成要件F'の説明②

揺動方向に垂直な断面図；【図2】

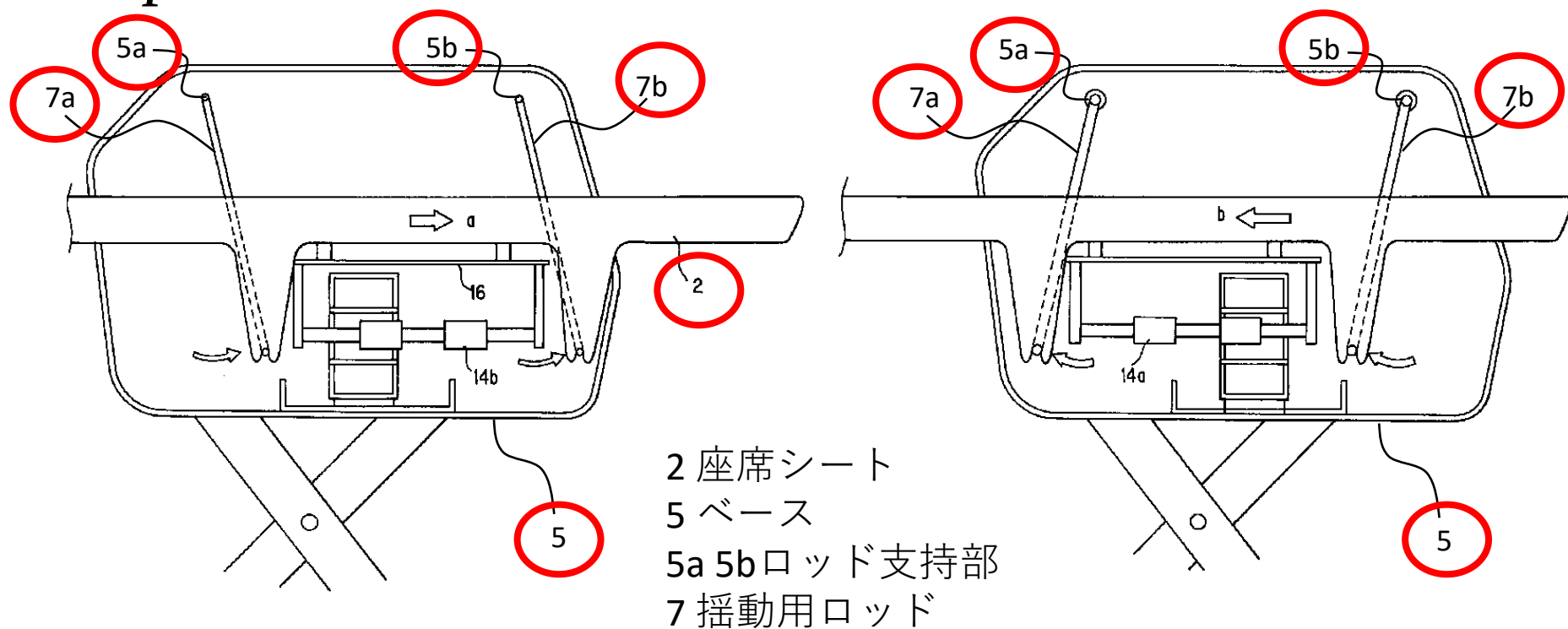


- 1 揺動駆動機構
- 2 座席シート
- 5 ベース
- 5a ロッド支持部
- 7 揺動用ロッド
- 9 ソレノイド

F' . . . この2つのロッドに前記座席が揺動方向に対して
離間された2つの異なる位置で支持され、

D_p^i

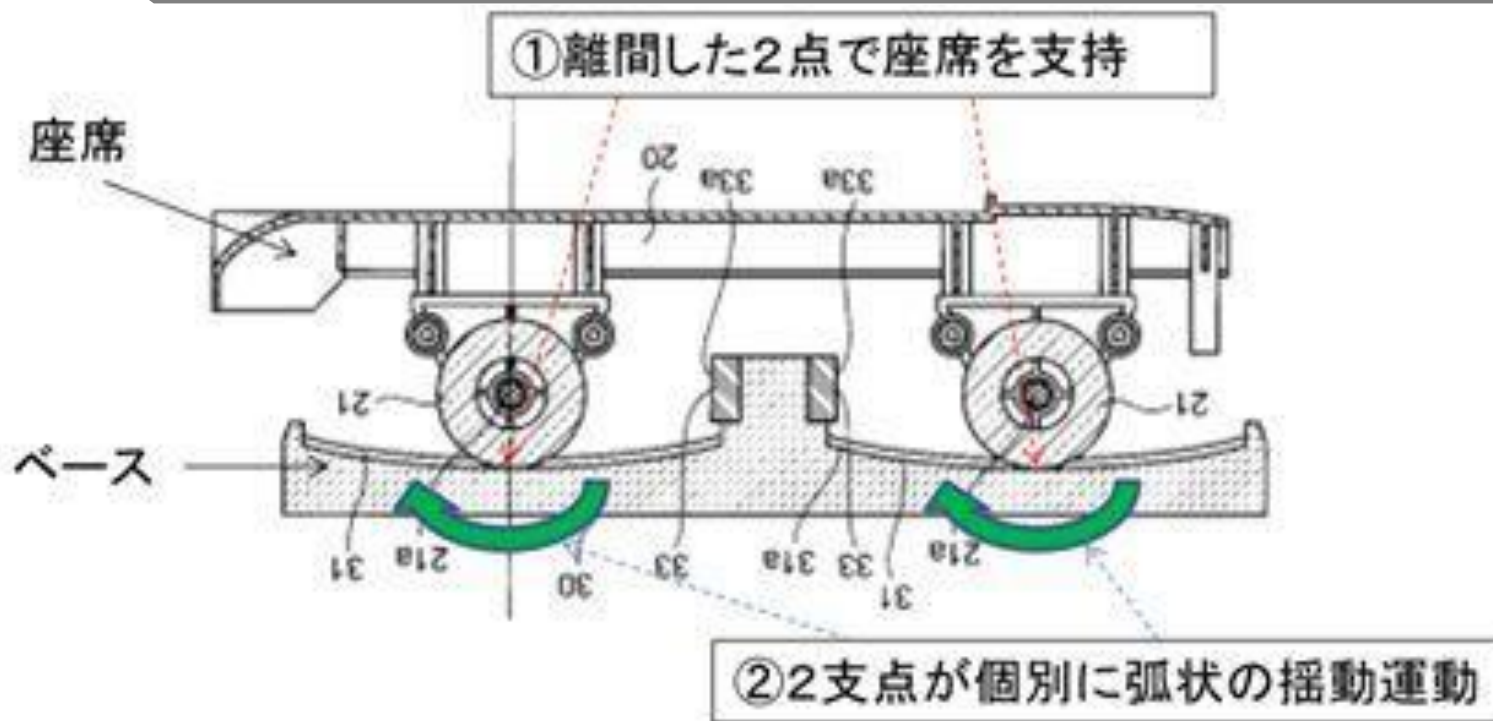
構成要件F'の説明③



F' 前記ベースには、少なくとも2つのロッドが互いに前記座席の揺動方向に離間した位置で揺動可能に設けられ、この2つのロッドに前記座席が揺動方向に対して離間された2つの異なる位置で支持され、

D_p^i

構成要件 f の説明（控訴人主張）



f 前記座席の下部には、その揺動方向に対して離間された2つの異なる位置にそれぞれ二組（合計4個）のコロ（車輪）が回動可能に設けられ、前記ベースの上部には、二組（4つ）の湾曲状レールが、上記の各コロに対応する位置にそれぞれ設けられており、前記ベースの上部に設けられた各湾曲状レールが前記座席の下部に回動可能に設けられた各コロを受けることによって、前記座席が前記ベースに対して揺動可能に支持され、

D_p^i

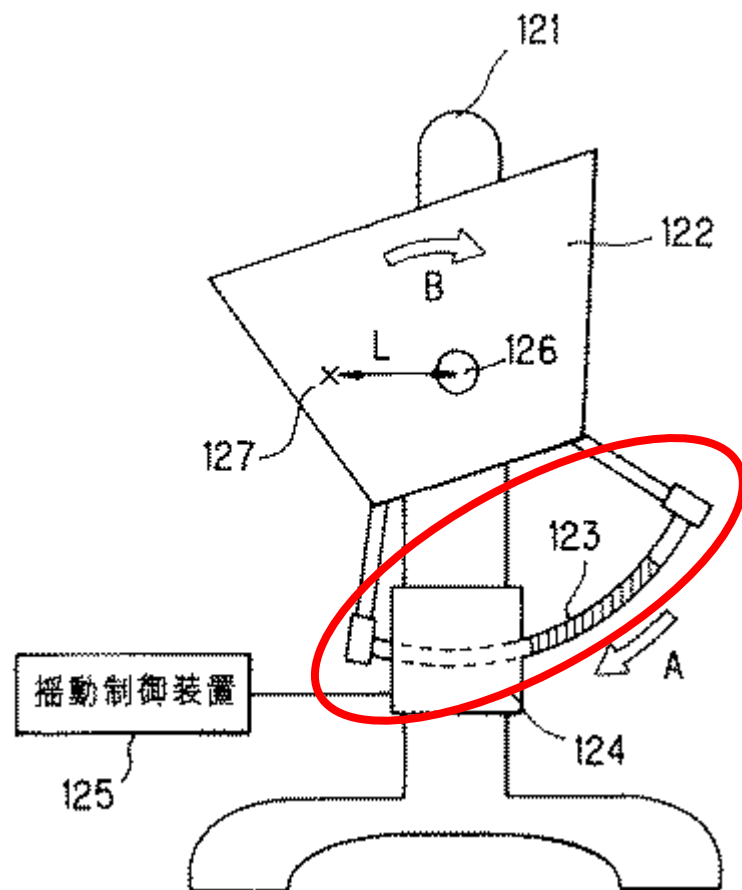
- ・ 原審判決の紹介

「上記ア、イに説示した①本件明細書の記載、②本件補正の経過、③本件訂正審判請求の経緯、④本件発明の技術分野において本件特許出願当時に車輪型の支持機構が周知であったこと等の事情を総合すれば、本件発明に係るロッド方式の構成（本件発明中、旧請求項2に係る部分及び本件訂正審判請求において付加された部分）は、本件発明に係る拒絶理由ないし無効理由を回避するために必要な部分であると評価すべきであり、特許請求の範囲に記載された構成と各被告製品との相違点（本件相違点）は、本件発明の本質的部分といえることができる。」

D_p^i

- ・ 補充主張

時系列的には、本件控訴は、大合議判決の判決日よりも前にされているものの、審理中に大合議判決の判決がなされたので、その判旨に従う補充主張が行われている。



従来のソレノイドを動力源とする揺動制御装置（別紙2の図面参照）では、ソレノイドの貫通穴が直線状であるのに対し、鉄心（シャフト）が弧形状であった。このため、ソレノイドからの電磁力が実質的に鉄心に作用する距離（有効動力負荷距離）が短縮され、揺動駆動力が弱くなるという課題があり、また、鉄心に働く電磁力を大きくするために貫通穴の壁面と鉄心との間隔を狭くすると、貫通穴の内壁に鉄心が接触・摺動することがあり、摺り音、摩擦損失、排出音、保守作業の増大等の問題が発生するという課題があった。

「本件発明の課題解決原理は、座席の支持部材を、座席の揺動方向に対して離間された異なる2つの位置に設け、当該2つの位置の支持点の軌道がそれぞれ振子運動となるようにして、座席の揺動時における上下動を若干程度に抑えると同時に、ソレノイドの貫通穴に直線状のシャフトを挿入する構成を採用することで、ソレノイドと磁性材料との距離を、非接触状態のまま可能な限り短縮することを可能としたことにある。

そして、この課題解決原理が、従来技術に見られない本件発明に特有の技術的思想を構成する特徴的部分であり、本件発明の本質的部分である。

b なお、本件発明の上記課題解決原理（本質的部分）は、本件発明で利用しているロッドを、座席の支持点の軌道が振子運動となる座席の支持部材へと上位概念化している。しかし、本件発明は、揺動制御手段としてソレノイドを用いた乳幼児用の椅子等の実現・実用化に必要不可欠な技術を世界で初めて提供するなどしており、従来技術と比較して特許発明の貢献の程度は大きい。したがって、本件発明の本質的部分の認定に当たっては、本件発明で利用されているロッドを上位概念化して捉えるべきである。」

D_p^i

- ・ 判旨（第1要件のみ）

「特許法が保護しようとする発明の実質的価値は、従来技術では達成し得なかった技術的課題の解決を実現するための、従来技術に見られない特有の技術的思想に基づく解決手段を、具体的な構成をもって社会に開示した点にある。したがって、特許発明における本質的部分とは、当該特許発明の特許請求の範囲の記載のうち、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分であると解すべきである。

そして、上記本質的部分は、特許請求の範囲及び明細書の記載に基づいて、特許発明の課題及び解決手段（特許法 36 条 4 項，特許法施行規則 24 条の 2 参照）とその効果（目的及び構成とその効果）を把握した上で、特許発明の特許請求の範囲の記載のうち、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分が何であるかを確定することによって認定されるべきである。

すなわち，特許発明の実質的価値は，その技術分野における従来技術と比較した貢献の程度に応じて定められることからすれば，特許発明の本質的部分は，特許請求の範囲及び明細書の記載，特に明細書記載の従来技術との比較から認定されるべきであり，そして，①従来技術と比較して特許発明の貢献の程度が大きいと評価される場合には，特許請求の範囲の記載の一部について，これを上位概念化したものとして認定され，②従来技術と比較して特許発明の貢献の程度がそれほど大きくないと評価される場合には，特許請求の範囲の記載とほぼ同義のものとして認定されると解される。

ただし、明細書に従来技術が解決できなかった課題として記載されているところが、出願時の従来技術に照らして客観的に見て不十分な場合には、明細書に記載されていない従来技術も参酌して、当該特許発明の従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分が認定されるべきである。そのような場合には、特許発明の本質的部分は、特許請求の範囲及び明細書の記載のみから認定される場合に比べ、より特許請求の範囲の記載に近接したものとなり、均等が認められる範囲がより狭いものとなると解される。」

「また，第1要件の判断，すなわち対象製品等との相違部分が非本質的部分であるかどうかを判断する際には，特許請求の範囲に記載された各構成要件を本質的部分と非本質的部分に分けた上で，本質的部分に当たる構成要件については一切均等を認めないと解するのではなく，上記のとおり確定される特許発明の本質的部分を対象製品等が共通に備えているかどうかを判断し，これを備えていると認められる場合には，相違部分は本質的部分ではないと判断すべきであり，対象製品等に，従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分以外で相違する部分があるとしても，そのことは第1要件の充足を否定する理由とはならない。」

D_p^i 

あてはめ

能て1 直成技揺らてば、式え
 ば、可しド、構来てかしれで方い
 れがとツるびう従し来続あ持は
 よと段口あ及い、続従連でも支と
 にこ手で、とた連にを等る点と
 術る御し術構るまを等席子す2こ
 技せ制と技機す。席子座椅用ドな
 知さ動構来持入る座椅、の採ッ難
 周動揺機従支挿き、のら用を口困
 各揺、持、席にでは用か児ドにど
 記てて支に座ドが式児る幼イ体ほ
 上しっ席のうイと方幼あ乳ノ白さ
 び続あ座もいノこ持乳でなレ構
 及連で、るとレう支な構能ソ機は、
 載を等しす式ソい点能機可て持と
 記席子用用方をと2可持がし支こ
 の座椅採採持トのドが支とと席る
 書、のをを支フもツと席こ段座せ
 細は用ド式点ヤた口こ座る手、わ
 明明児イ方2シしるるたせ御も合
 件発幼ノ持トの用あせしさ制てみ
 本件乳レ支ッ状適でさ在動動っ組
 「本なソ点口線を術動存揺揺あをない。

したがって、本件発明の貢献の程度は、座席支持機構としてロッド1点方式ではなく、ロッド2点支持方式を採用するという点においては、それ程大きくないと評価することができるから、本件発明の本質的部分は、座席支持機構に関する限度においては、特許請求の範囲の請求項1の記載とほぼ同義となる。」

「以上によれば、座席を連続して揺動させることが可能な乳幼児用の椅子等であって、揺動制御手段としてソレノイドを有するものにおいて、座席支持機構としてロッド2点支持方式を採用したことは、本件発明の本質的部分（特許請求の範囲のうち、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分）であると認められる。」

「各被告製品は、座席支持機構としてロッド2点支持方式、すなわちベースに2つのロッドが互いに座席の揺動方向に離間した位置で揺動可能に設けられ、この2つのロッドに座席が揺動方向に対して離間された2つの異なる位置で揺動可能に支持されるという方式を用いていない。したがって、各被告製品は、本件発明の本質的部分を備えているとはいえない。」

D_p^i 

- 研究

- 本件判決は、大合議判決以降初めて「特許発明の貢献の程度」という基準に従って均等侵害の判断がされた事件である。ただし、大合議判決は「特許発明の貢献の程度」が大きいと評価した事案であり、一方、本件判決は「特許発明の貢献の程度」がそれ程大きくないと評価した事案である。つまり、大合議判決と本件判決とは対をなす判決ともいえる。
- 本件判決の結論には賛成だが、理由(論理構成)には反対である。

本件判決は，大合議判決を極めて忠実に踏襲している。判旨自体がほぼ同一だけでなく，結論を導くための論理構成までほぼ一致している。

大合議判決	本件判決	内容
ア 本質的部分の認定について	ア 本質的部分の認定について	規範の提示
イ 訂正明細書の記載	イ 本件明細書の記載	記載の認定
	ウ 本件明細書に記載された従来技術	客観的に不十分への伏線
ウ 訂正発明の内容	エ 本件発明の内容	発明の認定
----- (イ)	----- (イ) 本件発明の貢献の程度	----- <u>貢献の程度の評価</u>
エ 訂正発明の本質的部分	オ 本件発明の本質的部分	被疑侵害品が 本質的部分を備えるか

ここで着目すべきは，どのタイミングで本件発明の貢献の程度が評価されるかである。上記比較からも分かるように，大合議判決も本件判決も，**本件発明に関する事実（従来技術を含む）のみで，本件発明の貢献の程度の評価が可能であるという立場を取っている**。この立場を採用すると問題となるのは，肯定事例（大合議判決のケース）ではなく，否定事例（本件判決のケース）だ。

均等論

- 知的財産高等裁判所
- 大合議判決
- 2016年3月25日(2015年(ネ)第10014号)
- 日欧知的財産司法シンポジウム2016
 - 2016年11月18日
 - 知的財産高等裁判所所長
 - 設樂 隆一

大合議判決

2. 特許発明の本質的部分(「第1要件」)

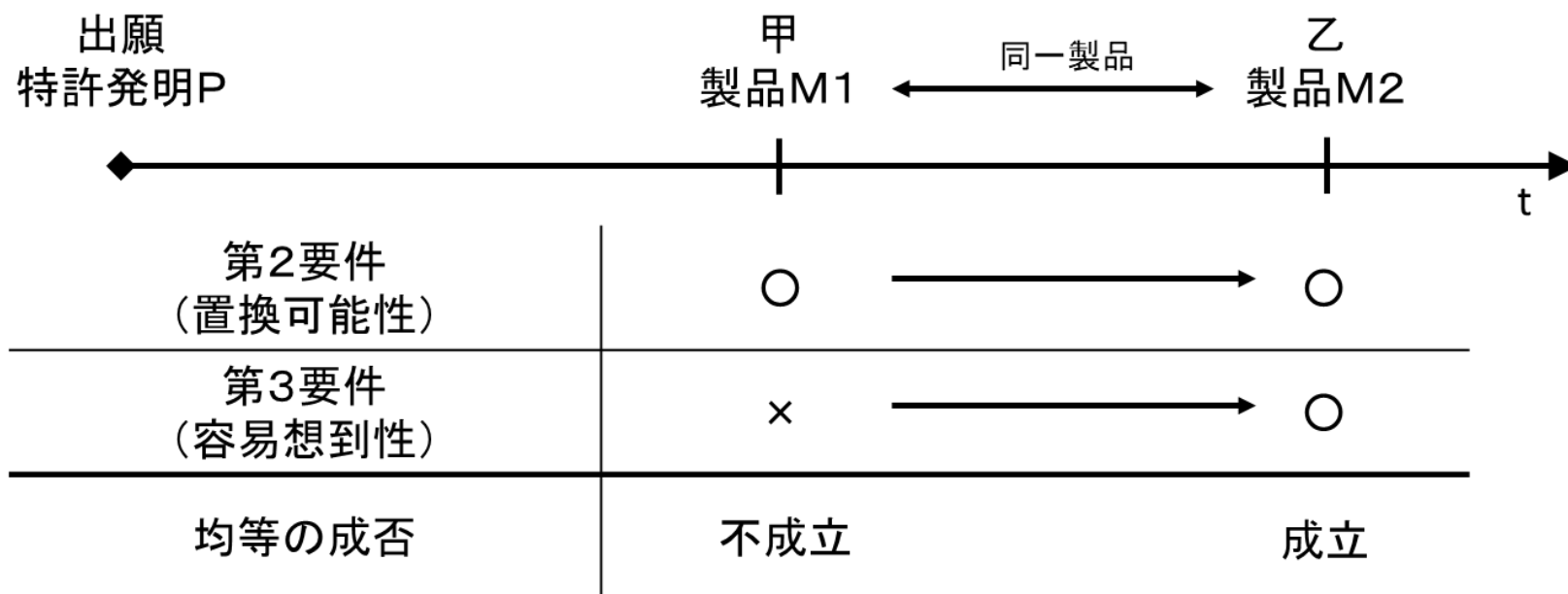
- 特許発明の実質的価値はその技術開発への貢献の程度に応じて定められることから、
- 特許発明の「本質的部分」は、明細書(または一部のケースではその他の文書)記載の従来技術との比較から認定されるべきであり、かつ、
 - i) 特許発明の貢献の程度が大きいと評価される場合には、特許請求の範囲の記載の一部について、これを上位概念化したものとして認定され、
 - ii) 特許発明の貢献の程度がそれ程大きくないと評価される場合には、特許請求の記載とほぼ同義のもの(DOEはほぼなし)として認定される。

- 大合議判決のような肯定事例だけを考えてしまうと、貢献の程度が大きい場合は第1要件が認められやすいとなるが、否定事例の場合には逆の側面も存在するようにも思える。
- たとえ従来の通説的な本質的部分を用いて第1要件が肯定される事案であっても、貢献の程度が小さい場合には均等が否定されてしまうことがあるならば、大合議判決は、新たな要件を追加してしまったことにもなる。
- 問題点：「特許発明の貢献の程度」とは何であるかが解明されないと、新たな要件なのか否かも判断できないし、従来の判断手法と比べて要件が緩和されたのか否かも判断できない。

- 最高裁判決が第 1 要件を均等の要件に加えたのは、第 3 要件の容易想到性の判断の基準時を「対象製品等の製造等の時点」にしたことと関係しているとされる。
- 調査官解説によると、「仮に置換可能性及び容易想到性のみを要件としてその判断の基準時を侵害時とするときは、均等の成立する範囲が広範なものとなる」ことが指摘され、「本判決が均等成立の要件として（１）の要件を挙げたのは、このような考えによるものと解される」と説明されている。

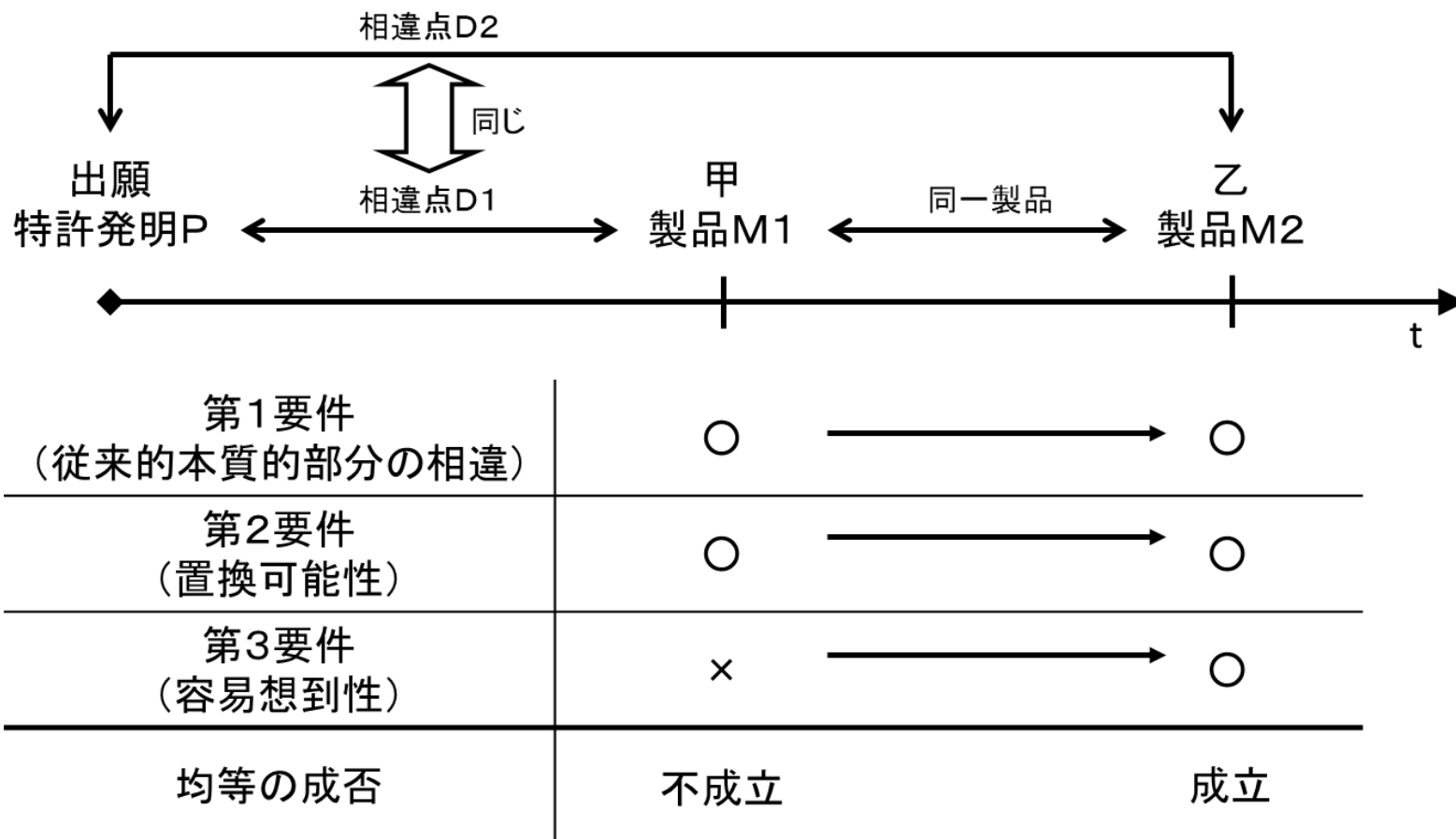
D_p^i

時期を異にして同一の対象製品を製造した場合



最高裁判決は、容易想到性の判断の基準時を侵害時にしたことに重要な意義があることであるものの、第3要件の充足が侵害時に依存して変動してしまうという問題を抱えてしまったことになる。

D_p^i 従来の通説的第1要件では役に立たない



従来の通説の本質部分は，特許発明 P の出願時の確定事実（明細書の記載や従来技術）のみによって認定される。

- 従来の通説的第1要件では、第3要件の充足が「対象製品等の製造等の時点」に依存して変動してしまうことによる問題を解決することができない。
- しかしながら、大合議判決が導入した「特許発明の貢献の程度」には、この問題を解決できる可能性がある。
- 大合議判決は、上記問題を解決することを目的として「特許発明の貢献の程度」という基準を導入したのではないだろうが、以下に示す解釈によって、この問題を解決できるだろう。

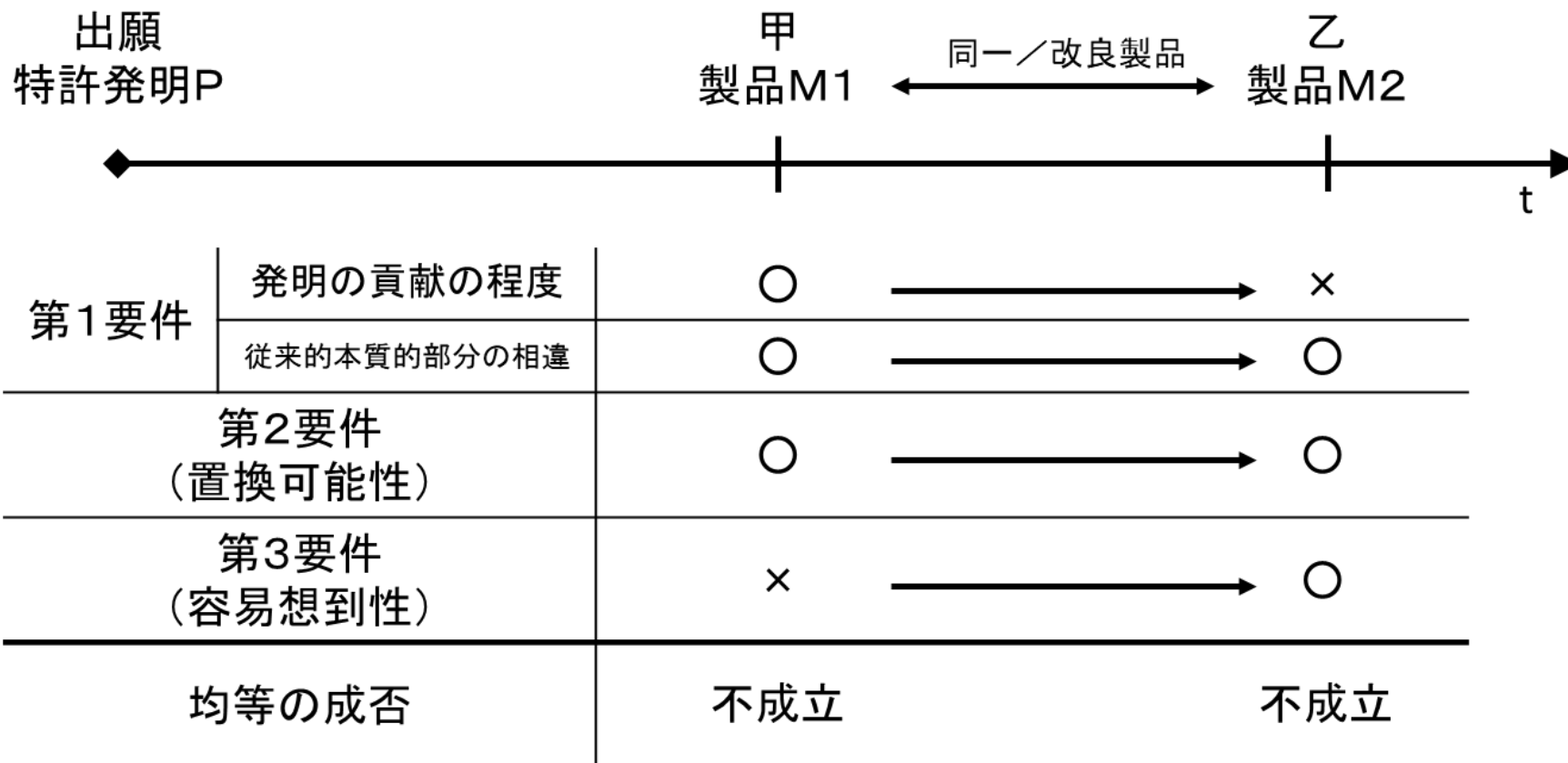
「したがって、特定の技術的課題を解決する手段を初めて開示したいいわゆるパイオニア発明の場合には、当該特許発明により初めて開示された解決手段は基本的な構成であり、発明を基礎付ける技術思想は広範な範囲のものであるから、その構成の一部を置換することによって、特許発明の技術思想の範囲を出ることは困難である。これに対して、既に当該技術的課題についていくつかの解決手段が公知技術として存在するような成熟した技術分野では、個々の発明の特有の技術思想は狭い範囲で認められるにとどまるから、特許発明の構成の一部を他の構造に置きかえるだけで、容易に当該発明の技術的範囲を外れることとなろう。」（調査官解説）

- 日本語の「対する」には 2つの意味がある。
- 「従来技術に**対する**貢献」と「地球の平和に**対する**貢献」とは、本質的に異なる。
- 「従来技術に**対する**貢献」は「従来技術と**比較した**貢献」としても意味は変わらないが、
- 「地球の平和に**対する**貢献」は「地球の平和と**比較した**貢献」とすることはできない。
- **比較**の問題と**対象**の問題を区別する。
- 比較の問題は、従来技術との関係で定める。
- 一方、**貢献の対象**については、解釈の幅がある

- 広い意味で、本件発明の貢献の「対象」は、「社会」となるだろう。
- 判旨でも「特許法が保護しようとする発明の実質的価値は、従来技術では達成し得なかった技術的課題の解決を実現するための、従来技術に見られない特有の技術的思想に基づく解決手段を、具体的な構成をもって社会に開示した点にある。」とあるので、この点は疑いない。
- 問題は、「出願時」の社会に対する貢献なのか、「侵害時」の社会に対する貢献なのか？
- 結論としては「侵害時」の社会がよい。

D_p^i

問題が解決する理由



- 46

D_p^i

- 仮想事例

D_p^i

マキサカルシトール事件改

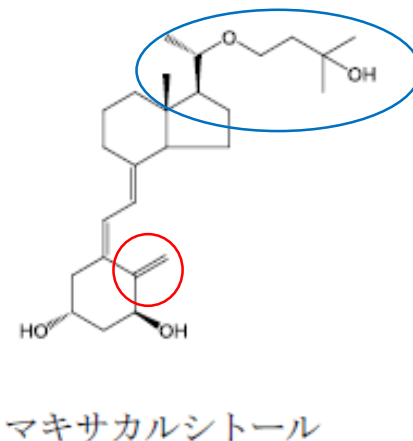
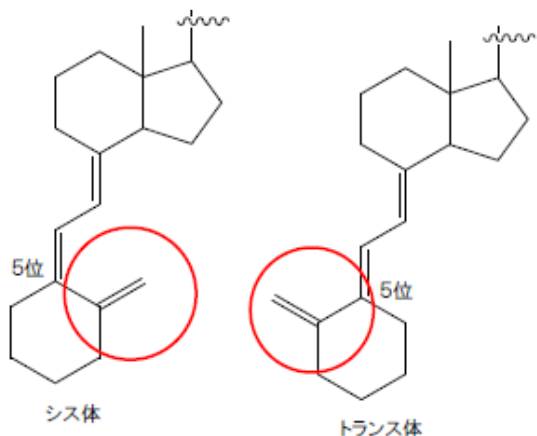
特許発明P
シス体から出発

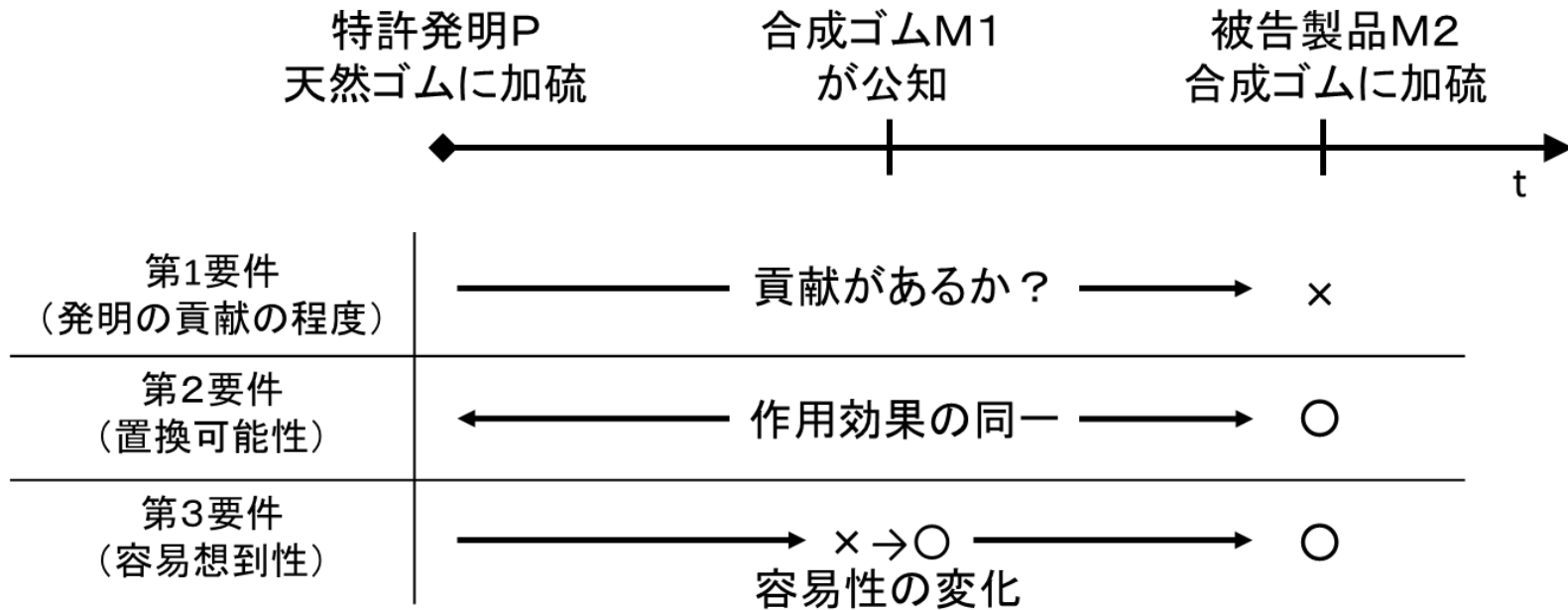
置換技術M1
が公知

被告方法M2
トランス体から出発

t

第1要件 (発明の貢献の程度)	側鎖導入の貢献	○
第2要件 (置換可能性)	作用効果の同一	○
第3要件 (容易想到性)	× → ○ 容易性の変化	○





加硫による重合体間の「架橋」という作用効果が特許発明Pによって開示されたものではないのであれば、特許発明Pの貢献は被告製品M2に対して及んでいないとなるだろう。

D_p^i

- まとめ

$$BMI = \frac{\text{体重}(kg)}{\text{身長}(m)^2}$$

	BMI	均等論
基準時	体重：現在 身長：現在	第3要件：侵害時 第1要件：出願時？
挙動	(身長：↑) 体重：↑ 1 / 身長 ² ：↓	(時間経過) 第3要件：成立しやすくなる 第1要件：出願時事実で一義確定？

- 肥満度は体重だけに着目しても数値化できない。BMI は身長が増えると体重も増えることに着目し、1 / 身長²をバランサーとして肥満度を数値化したものである。
- BMI と均等論を見比べると、あまりにも滑稽なことをしている。

- 第 3 要件を侵害時基準に変更したのは大英断！
- 「仮に置換可能性及び容易想到性のみを要件としてその判断の基準時を侵害時とするときは、均等の成立する範囲が広範なものとなる」
- このことに気付いたことも素晴らしい！
- このミッシングピースを埋めるために第 1 要件を追加した判断も正しいだろう。
- 失敗は、第 1 要件の基準時を出願時としてしまったこと。
- 盲点：従来技術との関係では出願時基準
第 3 要件のバランサーとしては侵害時基準

D_p^i

このスライドは、2017年11月18日に
開催された日本知財学会：第35回判例
研究会にて用いられたものです。

https://www.ipaj.org/bunkakai/chizaiseido_hanrei/event/kenkyukai_20171118.html

本スライドの内容については、
デライブ知的財産事務所の
弁理士：野口明生まで
お問い合わせください。

<https://www.derive-ip.com>

Copyright © 2017 Akio Noguchi All Rights Reserved.
